

「峰定寺文書」の再発見と活用

スマス・ジヨナサン
菊地大樹

大悲山峰定寺は、洛北大原あるいは鞍馬から山林に分け入り、旧花脊峠を越えてさらに北上したところ、山城・丹波の国境とも隣接する花脊に建立された山林寺院である（現・京都市左京区花脊原地町）。この寺院の創建については、信西撰『大悲山寺縁起』（『統群書類従』二七上他¹）に詳しい。それによれば、同寺は久寿元年（一一五四）に僧西念（観空）によって建立され、晩年の鳥羽院や平清盛らの寄進を得て寺基を確立した。本稿では、寺号および文書群については混乱を避け、現時の通称に従い「峰定寺」で統一する。

峰定寺成立の経緯は、『平安遺文』二九七七・三〇九六号（高松宮家所蔵文書）や、『久多荘文書』（「岡田家文書」五号）によっても知られてきた。スマスは外国人研究者として二〇二二年九月から一年間、菊地を受け入れ教員として史料編纂所に滞在し、*Places Apart: Buddhist Reclusion in Medieval Japan*（博士論文、二〇二四年四月ハーバード大学受理）執筆のため菊地と共同研究を進めた。その結果、菊地は史料編纂所歴史情報処理システム・データベースにより、近年同研究所図書室においてデジタル画像が閲覧できるようになった東山御文庫収蔵史料のうち、いままで『平安遺文』『鎌倉遺文』等に未収であり、研究に広く活用されてこなかった「峰定寺文書」を見出した（勅封五〇乙函（桐

合箱）《諸寺三》³。そこで菊地は、二〇二三年七月に日本仏教総合研究学会例会（立正大学）において、既知の二通を含む東山御文庫収蔵「峰定寺文書」計八通すべてを新たに活用しながら報告し、本年度発行の『日本仏教総合研究』一二二号に「鳥羽院政期の宗教史的位位置」として掲載された。

いっぽうスマスは、峰定寺周辺でフィールドワークを実施した。地域の方々とも交流を深め、ご案内を得て花脊経塚群の現地踏査を実施、新たな知見や関連史料にもとづいて論文を発表した。さらに史料編纂所歴史情報処理システム・データベースにより、菊地とは別に「大日本史料稿本」第三編・平治元年五月八日条（官符ヲ下シテ、大悲山寺二阿闍梨三口ヲ寄ス）のうちに、『古文書録（別名銚治漫筆）』を典拠とする三通の関連文書の写を見出した⁵。ただし三通とも、東山御文庫収蔵「峰定寺文書」とは重複しないことには注意しておきたい。スマスは博士論文の中で、これらの「峰定寺文書」を活用し、花脊地域他に残された金石文や考古学的資料も併せて参照しながら、中世の日本社会において、山林に留まった僧や隠棲者の役割を説明している。

『古文書録』については、史料編纂所所蔵写本がある。まず、明治二二年（一八八九）ごろに文科大学史誌編纂掛が『古文書録』一冊の写本

を作成しているが、抄写本と見られ、「峰定寺文書」の引用は一通のみである（後述の「奏聞条々事書」⁽⁶⁾）。その一つ書きの末尾に「任永仁勅裁旨、重可被成下 院宣事」と見えるが、これは後掲の「伏見上皇院宣」⁽⁷⁾【七号・東】に当たると思われる。ここから「奏聞条々事書」は、永仁六年（一二九八）九月二六日以降の成立にかかると分かる。のち、昭和四三年（一九六八）にも史料編纂所では同名の史料の写本が作成されている。こちらは乾・坤二冊で、内閣文庫（現・国立公文書館）所蔵本の全体を写した影写である。前述の「奏聞条々事書」を含めて計三通の「峰定寺文書」が写されている。本稿では、国立公文書館所蔵本を底本として翻刻する。

この『古文書録』の外題には、「別名鎔冶漫筆」との注記が付されている。『鎔冶漫筆』とは、丹波篠山藩儒者・松崎蘭谷（一六七四—一七三五）の著作の一つで、全五巻という。⁽⁹⁾『古文書録』はこれを乾・坤二冊に再編しているが、冒頭に目次が付されており、形式によって様々な文書を分類収録していることが分かる。このうち「峰定寺文書」三通は、「太政官符」の部に二通⁽¹⁰⁾、雑部に一通が収められている。『鎔冶漫筆』の素材には「山科郷民蔵」や個人蔵も散見されるが、東大寺・東福寺・相国寺など畿内の大寺院所蔵文書が多い。その中であって、峰定寺はやや異例と言えよう。これには、冒頭にも述べたように同寺の立地する山城花脊が、近世には丹波篠山藩領に隣接していたことが関係しているのかもしれない。

以上に、スマスと菊地が共同で進めてきた「峰定寺文書」研究のうち、近年とくに利用しやすい条件が実現しながら、必ずしも注目されずに未翻刻であった文書を中心に、再発見の経緯と概要を説明した。本来であれば、菊地は一連の「峰定寺文書」全体について十分研究を進めたのちに、『古文書録』所収「峰定寺文書」も含めて前述の論文を執筆す

べきであったが、さき一部を紹介することになってしまったことをお詫びしたい。そこで、共同研究の中でスマスが見出した『古文書録』所収「峰定寺文書」を、東山御文庫収蔵「峰定寺文書」とあわせて、あらためて全部を翻刻紹介する。大筋においては菊地が小稿に述べた論旨に変更を必要とするような点はなく、そちらに譲るが、以下、『古文書録』所収「峰定寺文書」からさらに詳しく分かることを指摘しておく。

峰定寺成立後まもなくの平治元年四月、「前太政大臣藤原忠通家政所下文」により、あらたに久多・針幡・大見三荘の法成寺社内に所在する三五町の見作田が寄進された（『平安遺文』二九七七号）。これを受けて、五月一六日に「後白河院庁牒」が発給された【三号・東】。この中には、先だつて「綸糸」により阿闍梨三口を峰定寺に置いたことが記されている。この阿闍梨設置については、『古文書録』所収「峰定寺文書」からさらに詳しい事情が分かる。それらによれば、すでに忠通家下文発給の翌五月八日には、太政官牒により阿闍梨三口の設置が認められていた。かつこれは、去る四月三日に西念が提出した奏状にもとづくことが分かる【一号・古】。さらに五月一五日、蓮覚・俊覚・静秀の三名の僧が太政官牒によつて峰定寺阿闍梨に補任されたのであった【二号・古】。こちらは【一号・古】を踏まえ、一二日に峰定寺から提出された奏状にもとづく手続きである。同文書に「大悲山寺有職三口被補鞍馬寺住侶事」と見えるのは、原本の端裏書または書写の際の注記であろう。三口の阿闍梨を鞍馬寺僧としているが、文書本文にはまったくその点が明記されていないことに注意しておきたい。以上の手続きを前提に、最後に発給されたのが、【三号・東】であった。以下、翌永暦元年にかけて、三荘のうちとくに針幡荘について朽木荘のうちと主張して、峰定寺への寄進に反対する訴訟が提起された。そこで前太政大臣忠通家から再度下文が発給され（『平安遺文』三〇九六号）、朽木荘に上級領主として

関与していたとみられる天台座主最雲法親王からも、朽木から針幡への在役を免除するという形で、峰定寺による針幡荘の領有を支持する下文が発給された（菊地小稿参照）。

ところで、東山御文庫収蔵「峰定寺文書」には、一通だけ時期が離れて永仁六年（一二九八）に発給された「伏見上皇院宣」が残されている【七号・東】。その内容は前述の針幡荘について、平治の後白河院庁牒等の道理に任せて峰定寺の進退領掌を認めるものである。ここから、一世紀強のちの鎌倉後期にも、峰定寺領のうち針幡荘の領有が不安定であったことがうかがわれる。これに関連するのが、『古文書録』所収「峰定寺文書」の年月日欠「奏聞条々事書」である【八号・古】。その内容から、峰定寺が針幡村領有を主張して具書を副え、なお訴訟を続けていることが分かる。そのうち第三・五の二条は、とくに同寺と鞍馬寺の関係を強調している。まず第三条では、蓮覚・俊覚の二阿闍梨が「鞍馬寺衆徒」で西念随逐の僧であること、勝地を「鞍馬之隣」に求めたことを述べる。また第五条では、峰定寺に置かれた三口の有職（阿闍梨）は鞍馬寺衆徒が帯しており、長年にわたり恒例仏事を勤行してきたことを述べる。このほかに、第三条で保元二年に八条院が備中国生石莊勅旨田年貢のうちを峰定寺の仏聖灯油料に充て置いたことは、いずれの史料からも知られていなかった事実である。また第六条には、真助法印が横領を繰り返したことが記されるが、この人物については目下明らかにし得ない。

のみである。とはいえ、地理的に両者が山林寺院として修行者間の交流を通じて結びついていくことは自然であり、峰定寺にしても成立当初から鞍馬と共通する毘沙門天信仰を掲げていたことも確実である。当初からの制度的な関係は不明だが、このような結びつきから、鞍馬寺衆徒が峰定寺三口阿闍梨職を帯することが常例となり、鎌倉後期には所領の横領を訴える峰定寺の奏状も、事実上、鞍馬寺が代弁するかの如き内容になっていったものと理解しておきたい。

ここで参照しておきたいのが、正中三年（一三二六）四月五日「鞍馬寺・大悲山寺本末相論目安」【参考】である（『鎌倉遺文』未収）。これによれば、一四世紀前半には本寺を主張する鞍馬寺が訴訟を提起し、峰定寺との間で本末相論が進行していた。もともと、峰定寺側は刑部大輔景繁が面を替えて論人となったもので、鞍馬寺側は峰定寺を横領しようとする景繁の濫妨と主張している。この人物は、『太平記』巻一八に見える、大江景繁であろう。鎌倉後期から北面等として古記録に散見するが、南北朝期に入ると丹波山国莊を拠点として活動したらしい。貞治三年（正平一九・一三六四）に光嚴法皇が崩御した莊内常照寺は、景繁が成就寺なる寺院を改めて寄進したものという¹²。その子景実は土岐頼康家人となると武家の威を募り、木工頭橘知繁が知行していた修理職領山国莊の知行に預かった。先にも述べたように、丹波山国莊は峰定寺の所在地である山城花脊に隣接していた。

そもそも山林寺院としての性格が顕著な峰定寺は、成立当初から【三号・東】に見えるように「無縁」の地として、「不可有管領之人、長吏・別当永勿補任」と定められていた。阿闍梨三口と、それらの経済基盤として膝下三莊他の莊園が寄進されたものの、運営の実態は山林修行者相互の連帯によるところが大きかったと見られる。とはいえ、地理的な近さもあり、また【八号・古】に述べられるように、歴代の阿闍梨が

鞍馬寺衆徒の中から補任されることが多かったとすれば、おのずから両寺にゆるやかな本末関係があっても不自然ではない。鎌倉後期になって、そのあいまいな関係の中に、隣接する山国荘に基盤を得た大江景繁が、国境を越えて勢力を伸ばし介入してきたと推測できる。

この点から、「峰定寺文書」の伝来を考えてみたい。上述の【参考】では、鞍馬寺は「官符・令旨等」については「本券之支証」を提出したことをもって正当性を主張しており、この時期に峰定寺にとって重要な文書を鞍馬寺が管理していたように読み取れる。これに対して峰定寺（景繁）側は、鞍馬寺は峰定寺の堂内を搜索して支証を提出したのであり、これこそ本末関係（のないこと）を示す第一の証拠であると主張している。ただし、これだけでは峰定寺側が他にどの程度の支証を提出できたのかも不明である。

つまり、今回ここに取り上げた「峰定寺文書」は、近世前期以前のあの時期まで峰定寺に一括して伝来していたとは限らず、鎌倉後期には鞍馬寺と峰定寺に分蔵されていた可能性がある。東山御文庫収蔵「峰定寺文書」と、『古文書録』所収「峰定寺文書」に重複がないのは、このような事情を反映しているかもしれない。後者のうち、「一・古・古」【二・古・古】には、書写の際の注記として「北山大悲山蔵」と見える。しかし、松崎蘭谷が採録したのは「別副本」からであり、必ずしも峰定寺そのものを採訪したとは限らない。スマスは、数回にわたる現地調査の中で、現在の峰定寺を護持する地域の方々に聞き取り調査を行っているが、現在のところ、「峰定寺文書」原本の所在に関する情報を得ていない。庫裏は近世後期に火災にあって再建していることから、現地に文書が保存されている可能性は必ずしも高くはないと思われる。

最後に、本稿に取り上げる「峰定寺文書」の理解に資する範囲で、スマスが執筆した雑誌論文および博士論文の要旨に簡潔に触れておく。

「峰定寺文書」には、西念を山林修行者として賞賛するいっぽう、世俗と交わる所領管理者には必ずしも適していないことを暗示する表現の両方を読み取ることができる。そこで、この場所を管理するために阿闍梨三口の派遣を提案したのではないだろうか。『大悲山寺縁起』の表現との比較により、文書と縁起など他のジャンルがどのように関連しているかを示唆する興味深い事例でもある。これらの文書を同地域に残された金石文と比較すると、西念と所領の住人との関係がさらに明らかとなる。

峰定寺周辺地域の主な金石文としては、二〇世紀初頭に発掘された花脊経塚群出土遺物が挙げられる。¹⁴ これら遺物の年代はすべて峰定寺建立の久寿元年に遡るが、その作成と埋納に参加した佐伯氏・藤井氏は、丹波山国荘の住人と思われる。¹⁵ 『大悲山寺縁起』によれば、西念は如法経供養も実践している。また、峰定寺前の寺谷川岸からは、民衆層の使用に供された一二世紀半ばの陶片五点が出土しており、周辺住民が新しく寄進された山間の荘園から食料や資源を運んできた可能性を読み取る¹⁶ことができる。¹⁶ 西念が鞍馬寺経塚への埋納にも関与し、隣荘の住人と関わっていた可能性は高い。鞍馬寺経塚出土資料には、峰定寺の「阿闍梨三口」の一人として記されている蓮覚が見え、蓮覚は清原信俊（一〇七七一―一四五）とともに粉河寺埋経にも参加した。花脊地区と鞍馬地区は、いずれも当時の埋経地として歴史的に重要な地域であることに加え、両地区の経塚資料から鞍馬寺の主尊である毘沙門天の像が発見されるなど、宗教的な類似点も見られる。¹⁷ 二〇一九年・二〇二四年の考古学的調査およびフィールドワークにより、両寺の中間にあたる山中には他の経塚や、歴史的な登山道の跡も発見されている。さらにフィールドワークやGIS分析により、院政期社会における近隣寺院や地域住民との諸関係が明かされるであろう。

また、葛川明王院に隣接し、旧久多荘内に位置する志古淵神社から最近発見された平治元年（一一五九）銘の久多木塔にも「西念」なる「入道」が見える。¹⁸⁾ 西念と地域住民が、宗教活動を通じて交流していたことは、峰定寺・明王院が本尊として同一の三尊形式を共有していることから理解できる。¹⁹⁾ このように、考古学的資料や金石文史料は、「峰定寺文書」のコンテキストを理解するのに役立つと同時に、「峰定寺文書」が、この断片的なモノ史料の重要性を理解するのに役立つという面もある。

本稿では、これまで未翻刻で、必ずしも十分に活用されてこなかった「峰定寺文書」および関連文書を翻刻するにあたり、これまでの共同研究の経緯を踏まえて説明し、基本的な論点を整理・提供した。今後、院政・鎌倉期社会における洛北山林寺院の実態を踏まえ、さらなる研究の展開に資することを願っている。

注

(1) 続群書類従のテキストは、奥書によれば「官庫」、つまり禁裏文庫に写本を見出した藤原秀直の依頼により、空性法親王（誠仁親王子、のち還俗して定輔）が慶長一四年（一六〇九）に染筆した写本を底本としている。この写本の本奥書には「応永十二年乙卯月廿六日書之」とあるが、同じ奥書を持つ古写本が、国文学研究資料館に所蔵されている（九九一―一五五）。

(2) 京都市歴史資料館編『久多荘文書』同館、二〇一八年。

(3) 本文書につき著者らは、デジタル画像で閲覧しており、現在まで原本の観察機会を逸している。東山御文庫収蔵「峰定寺文書」のうち二通には花押が据えられており、原本の可能性を否定できない。ただし一方で、これらの二通は他の一部の文書と同筆のようにも見え、ある時期に花押も含め、原本の体裁に比較的忠実にまとめて写された可能性も捨て

きれない。よってここでは内容の紹介に留め、東山御文庫収蔵「峰定寺文書」が峰定寺から流出した原本に由来するものかどうかの考察はひとまず措く。

(4) THUMAS, Jonathan, "Buried Scripture and the Interpretation of Ritual", *Cambridge Archaeological Journal*, Vol. 32, 2022

(5) 「大日本史料稿本」の全体は、史料編纂所「大日本史料統合データベース」からデジタル画像によりインターネット公開している (<https://www.ap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w6l/search>)。

(6) 架蔵番号四一七一・〇二／五。

(7) 以下、史料番号は後掲史料翻刻による。東＝東山御文庫収蔵「峰定寺文書」、古＝「古文書録」所収「峰定寺文書」を表し、【一・号・古】【三・号・東】のように注記する。

(8) 架蔵番号二〇七一・〇二／三五／一―二。

(9) 「国書データベース」(<https://kokushonijia.jp/?ln=ja>)。

(10) 古文書学的には「太政官牒」がより正確である。

(11) 『実躬卿記』徳治二年一月八日条等。『花園天皇日記』元亨二年三月一三日条等。

(12) 『迎陽記』貞治三年七月七日条。

(13) 『後愚昧記』応安二年正月一六日条。

(14) 魚澄惣五郎・梅原末治「花脊村ノ経塚及ビ関係遺跡」『京都府史蹟勝地調査会報告』四、一―一八頁、京都府、一九二三年。佐藤虎雄「花脊村の経塚」『京都府史蹟勝地調査会報告』一〇、五―二四頁、京都府、一九二九年。

(15) 正治二年正月「山国莊三十六名八十八家私領田畑配分並官位次第一」、

野田只夫編『丹波国山国莊史料』三四九号、二七三―二八一頁、史籍刊行会、一九五八年。

(16) 津々池惣一・加納敬二「大悲山峰定寺と西念」、山の考古学研究会編『山岳信仰と考古学』二、四七―五九頁、同成社、二〇一〇年。

(17) 田澤金吾『鞍馬寺経塚遺宝』鞍馬寺、一九三三年。

(18) 宮崎健司「久多の木造五輪塔」『大谷学報』九三（二）、二四―四二

頁、二〇一四年。

(19) 田中幸江「京都の北山―大悲山峰定寺をとりまく宗教世界」『日本文学風土学会紀事』三一、一―一三頁、二〇〇八年。

峰定寺文書

【翻刻凡例】

- 一 翻刻に際しては、現時通用字体を用い、適宜読点を付した。
- 一 翻刻者が説明等のため付した註については（ ）を用い、改めるべき文字または補うべき文字等、校訂註については〔 〕を用いた。
- 一 東山御文庫収蔵「峰定寺文書」（勅封五〇乙函（桐合箱）《諸寺三》）および国立公文書館所蔵『古文書録』所収「峰定寺文書」（一五九―〇三九〇）を合わせて編年順に改め、通番で番号を付した。前者は文書名の下に「東」、後者は「古」と略記し、便宜を図った。
- 一 参考として、末尾に京大大学所蔵「鞍馬寺文書」より関連文書一通（『鎌倉遺文』未収）を付載した。本文書については、史料編纂所架蔵写真帳（六一七一・六二／二二六）または同研究所図書室端末よりデジタル画像により、閲覧ができる。

① 太政官牒（古）
〔書写の際の註記、下同じ〕
 「北山大悲山蔵」
（朱書）
 朱書之

大悲山寺被寄有職三口事」

〔ママ〕

太政官牒大悲山寺

應置阿闍梨參口事

右、太政官今日下治部省符備、得大悲山寺圖西念去月三日奏状備、謹
 検案内、重名山崇靈地圖、古今之間、蹤跡已多、爰件山者、固根波州躡
 欲塵境□山之所窟宅、仏天之所遊化也、小僧早厭聚落、長在叢林藪之
 処、昔至此山擊巖腹、号卜居□石稜、号□安千手觀音、号大悲山寺、
 清浄之地、寂莫無人、靈驗□天不可得記、夫人能弘道、法依人住、若
 無臥雲之圖、豈伝甘露之法、事在超世例、望殊常望請天憐、被下宣旨、
 圖三口阿闍梨於大悲山寺、以弘秘密之道者、正二位行権大納言藤原朝臣
 經宗宣、奉勅依請者、省宜承知、依宣圖之者、寺宜承知、牒到准状、故
 牒、

平治元年五月八日 正五位下行左大史兼算博士備前介小槻宿禰（永業）判牒
 左少辨正五位下藤原朝臣（朝方）

○『平安遺文』二九七七号も参照。□は原本の欠損を写し取ったもの。

② 太政官牒（古）
〔ママ〕
 「官符」
（朱書）
 「同上」

以朱書之

大悲山寺有職三口被補鞍馬寺住侶事」

〔ママ〕
 「官符」
 太政官牒大悲山寺
 應置阿闍梨事

伝灯大法師位蓮覚

伝灯大法師位俊覚

伝灯大法師位静秀

右、得彼寺今月十二日奏状稱、今月八日官符稱、応置阿闍梨三口於大悲山寺者、爰蓮覚・俊覚・静秀等、皆伝両部大法、習諸尊行法、思其惠灯、足為法器、望請天恩、以件等輩、被補任者、正二位權大納言藤原朝臣經宗宣、奉

勅、依請者、宜承知、依宣行之、牒到准状、故牒、

平治元年五月十五日 正五位下行左大史兼算博士備前介小槻宿祢判牒
左少辨正五位下藤原朝臣

〔右兩通以別副本写之〕

③ 後白河院庁牒（東）

院庁牒 大悲山寺僧

欲早任前太政大臣家下文、以久多・針幡・大見三箇処

見作田參拾伍町永為寺領状

牒、当山者境隔羃塵、九品之儀式云顯処為靈地、千手之化現惟新、徒有奇峰之崎、更無領田乎、実臥雲之侶、送日失計、爰西念上人止住之後、薰修尚矣、縦断名利之望、争無供施之資、曰茲為訪衣鉢、尋問田於其麓、忽下倫絲置三口之闍梨、而今件田地雖在法成寺之袖内、依為大悲山之接境、以撰津国公田七十町相博于彼三箇所、永所施入当山也、但以多代少為省割、他領之煩也、自君成故勿乱施斯山之志、正早任彼家下文、永欲為寺領、兼又自本為無縁之地、不可有管領之人、長吏・別当永勿補任、仍以牒送如件、乞也衙察状、牒到准状、故牒、

平治元年五月十六日 主典代右衛門少尉安倍（花押）

別当内大臣兼左近衛大将藤原朝臣

大納言兼中宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣

權大納言藤原朝臣（花押）
（經宗）

中納言藤原朝臣（花押）
（忠雅）

權中納言源朝臣
（顯通）

正三位藤原朝臣（花押）
（朝隆）

權中納言兼左衛門督藤原朝臣（花押）
（光頼）

權中納言藤原朝臣（花押）
（実定）

權中納言藤原朝臣（花押）
（雅教）

權中納言兼中宮權大夫右衛門督藤原朝臣（花押）
（信頼）

參議侍從兼播磨權守藤原朝臣（花押）
（公光）

參議皇后宮權大夫藤原朝臣（花押）
（顯長）

參議左兵衛督兼出羽權守藤原朝臣（花押）
（惟方）

參議藤原朝臣
（俊通）

修理大夫源朝臣（花押）
（資賢）

太宰大式平朝臣（花押）
（清盛）

治部卿兼越中守藤原朝臣（花押）
（光隆）

内藏頭兼備後守藤原朝臣（花押）
（家明）

刑部卿藤原朝臣（花押）
（意方）

右馬頭兼因幡守藤原朝臣（花押）
（信隆）

左近衛權中將兼播磨守藤原朝臣（花押）
（成範）

右中辨平朝臣（花押）
（親範）

權左少辨藤原朝臣（花押）
（貞愈）

治部權少輔兼文章博士藤原朝臣（花押）
（俊經）

左近衛權少將兼美濃守藤原朝臣（花押）
（修範）

右近衛權少將兼武藏守藤原朝臣（花押）
（經房）

勘解由次官兼安房守藤原朝臣（花押）
（時忠）

判官代兵部權少輔平朝臣（花押）

○同文書写一通が、東山御文庫収蔵「峰定寺文書」にあるが、省略。
組版上の都合により、日下以外の位置の一部につき、意によって位置を改めた。

④ 天台座主最雲法親王庁下文写、附最雲法親王書状（東）

座主親王庁下 朽木庄
可以針幡村田為大悲山領事

右、件田、為朽木庄領之旨、有大師記文之上、白河院御時、兩度召国司庁宣所下給也、而今依 院宣可為彼山領之状、所仰如件、不違失、故下、

平治元年十月五日 公文法師 判
別当法橋判

永曆元年五月廿七日、從 院召取衛門佐奉給預云、

山座主宮自筆御消息

針幡下文進上之、謹言、

平治元年

十月五日 判

○『平安遺文』三〇九六号も参照。

⑤ 天台座主最雲法親王庁下文写（東）

座主親王庁下 朽木庄

可免除針幡莊在家役事

右件在家役、可免除之状、所仰如件、不可違失、以下、

永曆元年七月十三日 公文法師 判

別当法橋 判

⑥ 二条天皇綸旨写（東）

自 座主宮令進給針幡在家役下文一通、遣之者、依御氣色執達如件、
七月十七日 左衛門權佐時忠（右）判（平）

永曆元年

三瀧聖御房

⑦ 伏見上皇院宣写（東）

大悲山寺領針幡事、任平治庁下文已下文注文道理、寺家宜令進退領掌者、
院宣如件、仍執達如件、

永仁六年九月廿八日 參議 判

少納言入道殿

⑧ 奏聞条々事書（古）

〔朱書〕
大悲山蔵

大悲山寺 奏聞状、条々事書

一 大悲山寺供僧并寺僧等申状事

一 針幡村依 勅施入為大悲山寺領、具書九通事

一 大悲山者、三瀧聖人西念、尋北峰之靈囀、令練行之刻、鞍馬寺衆徒

蓮覺阿闍梨・俊覺阿闍梨、隨遂上人之間、且仰多聞利生擁護、且成

同行芳契、善縁求勝地於鞍馬之隣、企止住於靈巖之傍、結草庵送多年星

霜、而彼山仁有九品之峰、擬安養界、傍又有一之靈石、如鸞鏡、号

千手觀音宝鏡之御手、奇特靈地、無双道場也、然間上人行業薰修漸

相積、効驗達 天聰、回茲參 鳥羽美福門院、久寿元年二月、改艸

堂御建、立一字御堂、奉移御本尊白檀千手觀音像、同年四月 仙院忽

降 勅命、奉安置不動明王二童并毘沙門天王像、是鄭重御願、無双

觀信也、八条院保元二年備中国生石莊 勅旨田年貢之内、被充置
仏聖灯油、後白河法皇平治元年被寄置三口之有職、鞍馬寺衆徒等帶
之、同年五月十六日、以針幡村可為大悲山寺領之由、院庁御下文
以下 院宣、備數通於具書事

一 針幡村者、元雖為法成寺領、依為大悲山寺之近隣、被立替撰州公田
七十町之後、為大悲山寺領令知行事、平治元年 院庁御下文以下數
通 勅裁明鏡事

一 鞍馬寺衆徒等、帶三口之有職、長日勤行、每年二季大法會、自往古
于今無退転令參勤、奉祈 天地長久御願事

一 後白河法皇勅施入、云寺領由緒異于他之处、真助法印背度々勅命令
横領事

一 任永仁勅裁旨、重可被成下 院宣事

(参考) 鞍馬寺・大悲山寺本末相論目安

(京都大学所藏「鞍馬寺文書」)

〔編纂書〕
〔寛永元年地下中山方之訴二相添書付〕

目安 鞍馬寺与大悲山寺本末相論事

訴人 鞍馬寺 衆徒

論人 刑部大輔景繁(大江)替面召進
大悲山寺陳狀

右、大悲山寺者、三瀧上人西念又号
觀空草創之地、自久寿年中以來、百六十
余歳之間、鞍馬寺進止之末寺也、而 鳥羽院被安置御本尊、八条院被寄
進生石莊備中国御年貢、後白河院被寄附三口有職畢、代々崇敬之趣、官
符・令旨等明白也、爰任 代々 勅願、全種々勤行之处、景繁致濫妨、
令抑留御願之間、就訴中被究二問二答訴陳畢、凡本券之支証者、備進
之 官符・令旨炳焉也、其上、法会勤行事、為上人在所之規式、至于没

後之今、自当寺令執行之、送百六十余歳星霜、于今無退転、若非本末之
儀者、大悲山争不申子細哉、就景繁濫妨、今度始与争本末之儀之条、可
足 上察矣、次加修造事、為本寺沙汰之条、大悲山寺請取状分明也、
一 如大悲山寺申者、搜取室内重宝并官符・令旨等備末寺支証云々、本
末支証者、可依此一事歟、搜取之支証、尤可被經御沙汰之眼目也、

正中三年四月五日